

議案第 68 号

鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部改正について

鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市一般職の任期付職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例

(鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年鯖江市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名中「採用」を「採用等」に改める。

第1条中「第7条第1項および第2項」の次に「ならびに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項ならびに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項」を、「職員の任期を定めた採用」の次に「および任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第4条第3項第1号中「第2号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第7条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	円 375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、その者の属する職務の級および号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給与条例の適用除外等）

第9条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年鯖江市条例第31号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条の2、第9条から第10条の2まで、第13条、第14条、第17条および第18条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第10条 給与条例第9条から第10条の2までおよび第10条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条の3第2項第2号および第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員および鯖江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鯖江市条例第3号）第4条に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員」とする。

（鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「または鯖江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鯖江市条例第3号）第4条」を加える。

（鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 鯖江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「鯖江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。